

城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

会 議 名 城陽市廃棄物減量等推進審議会

日 時 令和7年（2025年）6月6日（金） 13：00～14：20

場 所 市役所2階 第1会議室

出席委員 山川会長、北川副会長、川島委員、生駒委員、田中（仁）委員、
一井委員、渡邊委員 以上7名

欠席委員 田中（裕）委員

事務局 森田部長、藤林次長、木村課長、谷口館長、伊庭係長 以上5名

傍 聴 者 なし

次 第

1. 開会

2. 市側あいさつ

3. 会議内容

（1）城陽市の一般廃棄物処理（令和6年度実績）について 資料1

（2）高齢者等ごみ出し支援事業について 資料2

（3）その他・プラスチック一括回収について 資料3

4. 閉会

1. 開会

事務局 始めさせていただきます。

田中（裕）委員が欠席されます。山川会長が少し遅れられます。

市の人事異動があり次長及び課長の変更がありました。

事務局 次長及び課長あいさつ。

事務局 皆さまよろしくお願ひいたします。

本日は7名の委員に出席いただいておりますことから、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第23条第6項で規定する会議の開催要件を満たしていることを報告いたします。

配布資料の確認をお願いします。

2. 市側あいさつ

部長あいさつ

3. 会議内容

（1）城陽市の一般廃棄物処理（令和6年度実績）について

副会長 事務局からご説明ください。

事務局 （事務局より配付資料に基づいて説明）

副会長 ありがとうございます。ご説明いただきました。ご質問・ご意見等ございましたか。

副会長 リチウムイオン電池について、資料4、5ページに挙がっている電池の分類と小型家電がありますが、たとえば電動歯ブラシの中にリチウムイオン電池が入っている場合、国の方も市町村の分類に従いなさいとあります。城陽市では仕分けはどのようにされているのかお聞かせください。

事務局 ⑤の使用済み小型家電の回収について、国が示しています小型家電の全品目の回収体制を敷いています。小型家電の中にはリチウムイオン電池等のバッテリーを付けたまま回収ボックスに投入されることがあります。回収は市の職員が行っており、バッテリーが取り外し可能なものは外してから城南衛生管理組合へ搬入しています。

⑦小型充電式電池の回収について、バッテリーのみを回収した分と先ほどの職員が手で外した個数を計上しています。

副会長 他の委員の皆さんいかがでしょうか

順調に推移しているように思います。分析としては人口減があると思います。

一人一日当たりが減少しているのは資源回収がかなり影響していると推測します。

会 長 グラフですが、目盛りの値が途中からとなっています。これだと全体としての動向に対して誤解が生じる可能性がありますので、基本的にゼロからの目盛りのグラフがよい。どうしても全体として小さいがこの差は重要というときだけ別途グラフを付けていただくような方法が数字の示し方としては適切だと思います。蛍光管は２０２７年に製造及び輸出が禁止になると聞いています。それに向けて器具の買い替えが増加するのではと考えます。

副会長 他に何かございませんか。

ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

＜会長へ進行交替＞

会 長 （２）高齢者等ごみ出し支援事業について事務局より説明をお願いします。

事務局 （事務局より配布資料に基づいて説明）

会 長 ありがとうございます。事務局より説明いただきました。

何かご質問やご意見等ございませんか。

委 員 この事業を開始いただき、たいへん助かると思います。

申し込み状況をお聞かせください。

事務局 当初の予想よりもスタートから順調に申し込みいただいています。

事務局 初期の申し込みは少なかったのですが、徐々に増加し今はかなりの申し込み数となっています。

委 員 私が支援に行っている家庭で２世帯、私の勤務する事務所全体では１０世帯位が利用されています。ごみペールの２箱にごみを入れており、そこに入らない分の袋には、「ごみです」と貼り紙で表示して回収いただいています。貼り紙をしていないと回収されないケースを聞き貼り紙を忘れずに行っています。

ごみ置き場は当初、市の担当職員と立会って決めています。変更になった場合は手続きが必要なのかお聞かせください。

事務局 変更が必要な場合は、事前に福祉部局に連絡をお願いします。

会 長 スムーズに事業が進んでいるように感じました。

委 員 隣がごみステーションになっています。この前、ごみ収集後に掃除に行ったところ誰が出したか分からない違反ごみが残っていましたが、収集業者の貼り紙があり「今日はこのごみの収集日ではありません。次のこの日の収集日に出してください」と丁寧に貼ってあって感心したところです。ルールを守っていないと収集業者さんにいらぬ手間をかけてしまうと思いました。

会 長 ありがとうございます。手間をかけてシールを活用いただいていますね。

委 員 記入日と手書きでメモをしていただいたものでした。

事務局 各種ルール違反ごみに対応する内容のシールを市で作成して各業者に配布しており、ルール違反ごみの啓発に尽力いただいています。

会 長 ありがとうございます。啓発はとても大事だと思います。引き続きよろしく願いします。

他に何かございませんか。

委 員 排出者不明の違反ごみを見かけた場合はどのような対応を行ったらいいのでしょうか。

事務局 違反ごみは収集できない理由のシールを貼ってすぐには収集しません。発見されるのは掃除当番や近所の方がほとんどです。市に連絡や相談がありますが、ケースバイケースの対応をお願いしています。「地区内で尋ねたが該当者がいないもの。」「生ごみ等の置いておくとかラス等が散らかしてしまう恐れがあるもの。」「スプレー缶等危険なもの」がある場合は当日中に業者や市が回収します。それ以外の場合は、すぐに収集してしまうと違反ごみであるとのメッセージが違反排出者に届かないので、1週間から2週間程度回収しないで置いておいてもらいたいと事情を説明し理解を得ます。

その後、排出者の引き取りを待ちますが、引き取りがない場合は市の方で回収します。また、そういったケースが多発するごみステーションには、啓発看板の設置、啓発チラシのポスティング等の対応を行っています。

委 員 狭い路地の奥まった家で足が不自由な方がいらっしゃいます。表の道路までごみを出しに行けないため、この制度を利用したいが、路地に収集車を置いて来てもらうと路地の通行の妨げになるのを心配して、この制度の利用に二の足を踏んでおられます。

事務局 この制度は、狭い路地の場合であっても駐車に支障のない場所を選び迅速に収集していますので、ご心配いただく必要はないと説明をお願いします。

会 長 いままで地域で協力して助け合っていたのが、この制度を利用したことでコミュニティの中でのつながりを崩していかないかという懸念というか不安を一部聞いたことがあります。そういった声を聞いたことがあるかどうかお聞かせください。

事務局 申請は福祉部局が受け持っています。詳細は担当者が自宅へ伺い、家族の方と面談を行って決定している状況です。当部署は出されたごみの収集に関することを受け持っていますので、ご質問の地域の状況については、把握していません。

委 員 家族の方が申請されると、その家に住んでいる高齢の方は、近所からごみを捨てに行ってはだめと言われたから、こういったことになっていると解釈されている方がいらっしゃいます。それまで利用されていたごみステーションに違反ごみが出ていて、その排出者がその家の方ではないかといういろいろ疑われていることがあり、私も聞き取りされたことがありました。

四六時中いないので確かなことは言えませんが、高齢者のごみ出し支援を利用されているので、出されていないのではと返答をしたことがありました。支援を受けている高齢の方は心配されていたので、「近所の方にはちゃんと説明を行

いましたよ」といって納得いただきました。その後、家族とケアマネジャーで近所に市の制度を利用している旨説明に回ったと聞きました。

近所のごみ出しトラブルについて、そういった事例がありましたので、報告しておきました。

会 長 ごみを出すことに對して近所から嫌われているから、支援制度を利用するようになった。と誤解されないようにする必要があるかなと思います。

委 員 利用されているほとんどの方や私たち事業所の職員もたいへん助かっていて好評です。

会 長 ありがとうございます。いい感じでこのまま地道に広めていただければと思います

他に何かございませんか。

ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

会 長 （３）その他・プラスチック一括回収について事務局説明をお願いします。

事務局 （事務局より配布資料に基づいて報告）

会 長 ありがとうございます。事務局より説明いただきました。

何かご質問やご意見等ございませんか。

委 員 プラ一括回収を実施しないと交付金がでませんよと前回の会議でお聞きしました。全国で開始されていると思いますが、引き渡す予定のリサイクル事業者の受け入れ体制は整っているのですか。

事務局 引き渡し先は容器包装リサイクル協会が契約している業者であり、体制は整っていると聞いています。

委 員 排出量は概ねの推計となっており確定できる段階までは、いわゆる三十二条ということで容リ協の方に求めを提出する考えでいます。費用対効果でいくと、将来的には京都市がされているような三十三条認定で業者一括ということを構成市町で検討し、効率的なリサイクルの体制を構築していきたいと思います。

会 長 三十二条でやろうとすると、衛管の方で破碎などの処理工程が必要ですが、三十三条では、その工程が不要になるのですね。

委 員 いろんな選択の形があります。例えば手選別の工程までは従来通り行い、今の形で排出する方法、大きさは関係なくプラ以外の金属等が混じっていても排出する方法もあります。当施設の能力を見ますと、資料のとおりプラスチック１００％で４５リットルの袋に入るものとさせていただき、成型した段階で三十三条で排出する方向で検討しています。

会 長 三十三条を使うが、自治体の方で選別も行うということですか。

委 員 現状はその方法が有力ですが、先行されている自治体の事例も参考にコストや工程のメリットデメリットの検証を行い最適な処理方法の構築を行っていきたいと考えています。

- 会 長 コスト面では選別もリサイクル業者に任せて三十三条ルートを利用する方が市民の排出メリットがあると思いますがどうでしょうか。
- 委 員 コストの面では有利かなと思いますが、リサイクル業者がうまく選別できずに認定取消しとなり、受入れ先がなくなって困るという自治体の事例も聞きます。できる範囲で検討していきます。
- 副会長 京都市は先行して実施されています。私は京都市民なので分別に迷うことがあります。例えば歯磨きの容器ですね。空になって少し洗ってプラに出すのがよいと思うのですが、洗わずに出してよいのか迷い、難しいと感じています。市民説明会を行われると聞きましたので、わかりやすいイラスト等の入った文書などで説明いただければと思いますし、他の媒体、広報や市ホームページ等も同様に思いをお願いします。
- 処分場でプラマーク製品を手作業で分別をされているのはたいへんと感じますので、そういった啓発をしっかりと行っていただき、少しでも作業負担が軽減できたらと思います。
- 会 長 単発の広報では厳しいと思います。広報紙を読まない方、特に一人暮らしや若年層は読まない率が高いのかなと推測します。そういった方たちにどうアプローチするのかですね。
- 分別について、プラスチックの厚みは5mm未満と初めて見る数字ですが、これはどういう状況でこうなっているのか。他の自治体もこうしているのか。
- もう一つは、小さく圧縮できないもののビーズクッションのビーズ等とありますが、市民の方が見たときにピンとくるのか、なぜ排出してはダメなのかと私個人で思ったもので、詳細をお聞かせください。
- 事務局 厚みについて、衛管管内の構成市町で統一したものとなっており、なぜ5mmになったかの理由は不明です。ビーズクッションについて、収集したものを成型して事業者へ引渡しますが、あまりに細かいものは圧縮して成形ができないため対象外と聞いています。表記については、分かりやすいものにしていきたいと思っています。
- 委 員 分別の対象条件については、容リ協の基準に沿って決めています。
- 会 長 おもちゃのブロックとか歯ブラシなんか厚みの基準を外れますね。従来のプラスチック容器包装の時の基準で稼働している施設で受け入れできるようにすると、こういう制約がつくのかなと。逆にプラスチック一括回収を行う場合は施設の改修をすることはよくありますが、改修しないと、こういうことになるみたいな話なのか、その辺の状況をお聞かせください。
- また、プラスチック容器包装ではあめの袋等、小さいものも回収されているのに、ビーズクッションはダメとなるとややこしくなるのではないかと心配をします。圧縮の時に圧縮熱で柔らかいプラスチックは溶けるので接着剂的になってうまく成形できるのではと思い、もしダメな場合は残渣として処理してはどうかと思

いますが。

委 員 ビーズクッションはプラで回収したとしても、手選別のラインに投入後、全部破碎処理の方に回しますので、最初から不燃ごみで収集することにしています。

会 長 プラ一括回収のメリットは「プラであれば全部出せるので判別を楽にする」というのも導入の大きな理由で、それによって製品プラとして対象外になっていたものも出せることとなり、又、資源物自体の収集量も増加するという二つの効果が出ます。

細かく基準を設けてややこしくすると、そのメリットが失われる気がします。

もう少し基準を緩和して、「原則、プラスチックだったらいいですよ」と、「違うものが付いていたり危険なものはだめですよ」と言うくらいの感覚で分別ができる方がいいのではと思います。

示された分別方法は決定事項ですか。

委 員 施設改修について、処理ラインに関しては行っていませんし、処理能力も変わっていません。他の自治体で鉄製のコンベアを使用されている施設は、プラ以外の金属製のものが混ざっていたり、回収物がからまったり火災が発生しても損傷が少なく済みますが、当施設はゴム製であり、火災等の発生で損傷してしまいます。なお、処理ラインの施設改修は行っていませんが、火災が発生した場合の消火対策は充実させました。コンベア上で火災が発生した場合はその部分だけを水槽に浸けて鎮火させる方式です。

会 長 先ほどの厚さ5mmというのは施設事情のためですか。破碎処理はされませんね。

委 員 はい、破碎は行いません。5mmというのは、容リ協の基準です。

会 長 5mmというとだいぶ薄いですね。

委 員 洗面器とかですね。お風呂のフタは袋に入らないからダメですね。サイズの椅子もだめですね。ゴムも付いていますから。

委 員 袋については、45リットルの袋とさせていただいているのは、破袋機が対応できるのが45リットルまでとなっているためです。それ以上の大きい袋は機械が詰まってしまいます。

会 長 袋については、理解しましたが、厚みと小さく圧縮できないという部分については引っ掛かるところです。可能であれば検討いただければと思います。

委 員 ビーズクッションは手選別時に袋が破れる可能性があり、破れた場合、非常に小さくて軽いため散乱しやすく、火災が発生した場合はたいへん着火しやすい材質です。またラインの隅に固まったり、フワフワと移動したり非常に扱いにくい。そういったことで不燃ごみでという考えです。可燃や不燃、プラ資源、どちらにしても処理をする側から申しますと、非常に厄介なごみなんです。そのところをご理解いただければと思います。

事務局 出す側としては意識してないと思いますが、処理側としては、非常に厄介物と認識に温度差があります。

会 長 処理が非常に困難なものと理解しました。ビーズクッションの排出については、収集日を間違わない案内が必要と思います。

適正処理困難物というのはありますね。

委 員 あります。スプリングマットレスなどです。

会 長 全体的にEPR（拡大生産者責任）として処理される方に移されていますね。

委 員 スプリングマットレスは最近専門の業者に処理を委託できるようになりました。

会 長 ありがとうございます。

他に何かございませんか。

ないようですので、本日の議事の方は以上とさせていただきます。

事務局何かありますか。

事務局 ありがとうございました。

委員の皆さんの任期は今年の11月3日までとなっています。

従いまして、今後委員の改選を進めるにあたり、各団体宛に推薦依頼をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 それではこれで閉会させていただきます。

ありがとうございました。